

秘密保全に関する訓令を次のように定める。

平成19年4月27日

防衛大臣 久間 章生

秘密保全に関する訓令

改正 平成19年 8月10日省訓第 47号
平成19年 8月30日省訓第145号
平成20年 3月25日省訓第 12号
平成21年 3月31日省訓第 25号
平成21年 3月31日省訓第 27号
平成21年 7月29日省訓第 48号
平成22年 6月25日省訓第 25号
平成23年 4月 1日省訓第 16号
平成23年10月24日省訓第 38号
平成24年 7月 5日省訓第 24号
平成25年12月26日省訓第 59号
平成26年12月10日省訓第 68号
平成27年 4月 1日省訓第 16号
平成27年 5月18日省訓第 23号
平成27年10月 1日省訓第 39号
平成28年 3月16日省訓第 7号
平成28年 7月 1日省訓第 50号
平成28年11月23日省訓第 66号
平成29年 3月24日省訓第 9号
平成30年 3月30日省訓第 27号
平成30年 6月27日省訓第 36号
平成31年 3月29日省訓第 18号
令和 2年 6月29日省訓第 37号

秘密保全に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第102号）の全部を改正する。

目次

第1章 趣旨（第1条）

第2章 本省における措置

第1節 本省における秘密保全（第2条－第15条）

第2節 秘の指定、解除、表示等（第16条－第21条の2）

第3節 登録等（第22条－第24条）

第4節 複製等（第25条－第31条）

第5節 伝達、送達及び合議等（第32条－第38条）

第6節 接受、保管及び貸出し（第39条－第45条の2）

第7節 回収及び破棄（第46条・第47条）

第8節 検査及び報告（第48条－第49条の2）

第9節 その他の措置（第50条－第52条）

第3章 防衛装備庁における措置（第53条）

第4章 雑則（第54条）

附則

第1章 趣旨

（趣旨）

第1条 この訓令は、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）に規定する特別防衛秘密、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する特定秘密及びその他別に定める秘密の保護に関するものを除き、防衛省本省（以下単に「本省」という。）における秘密の保全のため必要な措置を定めるほか、防衛装備庁における関係職員の範囲の制限等について定めるものとする。

第2章 本省における措置

第1節 本省における秘密保全

（用語の定義）

第2条 この訓令において「秘密」とは、本省の所掌する事務に関する知識及びそれらの知識に係る文書若しくは図画（電磁的記録（電子計算機に用いられるものについては、可搬記憶媒体に限る。）を含む。以下同じ。）又は物件であつて、第16条第1項又は第7項ただし書の規定により秘として指定されたものをいう。

2 この訓令において「官房長等」とは、官房長、局長、防衛大学校長、防衛医科大学校長、防衛研究所長、幕僚長（統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長をいう。以下同じ。）、情報本部長及び防衛監察監並びに地方防衛局長をいう。

3 この訓令において「関係職員」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 秘密に関する事務をつかさどる者で、次に掲げるもの（以下「管理者」という。）

ア 本省の内部部局（以下単に「内部部局」という。）にあつては、次長、政策立案総括審議官、衛生監、施設監、報道官、公文書監理官、サイバーセキュリティ・情報化審議官、審議官、米軍再編調整官、大臣官房に置かれる参

事官並びに課長及びこれに準ずる者

イ 防衛大学校、防衛医科大学校及び防衛研究所長にあつては、部長又は課長及びこれに準ずる者並びにこれらに準ずる者として防衛大学校長、防衛医科大学校長又は防衛研究所長が指定した者

ウ 統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部及び航空幕僚監部にあつては、部長又は課長及びこれに準ずる者として幕僚長が指定した者

エ 陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関にあつては、幕僚長が指定した者

オ 情報本部にあつては、情報官、情報評価官及び情報保全官並びに部長又は課長（通信所の課長を除く。）及びこれらに準ずる者として情報本部長が指定した者

カ 防衛監察本部にあつては、総務課長及び統括監察官並びにこれらに準ずる者として防衛監察監が指定した者

キ 地方防衛局にあつては、部長及びこれに準ずる者並びにこれらに準ずる者として地方防衛局長が指定した者

(2) 管理者の職務上の上級者

(3) 前2号に掲げる者以外の者で、秘密に係る起案、運用、調査研究等の事務を命ぜられたもの（以下「取扱者」という。）

(4) 秘密に関し、当然協議又は合議を受けるべき者

(5) 第4条の保全責任者及びその職務を代行する職員

(6) 秘に指定された文書、図画又は物件につき、管理者又はその職務上の上級者から特にこれらの保管を命ぜられた者

4 この訓令において「秘密軍事情報」とは、秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（第29条第3項第1号において「秘密軍事情報保護協定」という。）第1条（a）に規定する秘密軍事情報であつて、アメリカ合衆国政府（第15条第1項第4号及び第2項並びに第52条第1項第1号において「米国」という。）から受領したものをいう。

5 この訓令において「北大西洋条約機構秘密情報」とは、北大西洋条約機構から提供された情報又は資料であつて、情報及び資料の保護に関する日本国政府と北大西洋条約機構との間の協定（第15条第1項第4号及び第29条第3項第2号において「北大西洋条約機構情報保護協定」という。）第1条（ii）に規定する秘密の指定を受けているものをいう。

6 この訓令において「仏国秘密情報」とは、情報の保護に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定（第29条第3項第3号において「日仏情報保護

協定」という。)第1条(a)に規定する秘密情報であつて、フランス共和国政府(第15条第1項第4号及び第2項並びに第52条第1項第2号において「仏国」という。)から受領したものをいう。

7 この訓令において「豪州秘密情報」とは、情報の保護に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定(第29条第3項第4号において「日豪情報保護協定」という。)第1条aに規定する秘密情報であつて、オーストラリア政府(第15条第1項第4号及び第2項、第16条第7項第3号並びに第52条第1項第3号において「豪州」という。)から受領したものをいう。

8 この訓令において「英国秘密情報」とは、情報の保護に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定(第29条第3項第5号において「日英情報保護協定」という。)第1条aに規定する秘密情報であつて、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府(第15条第1項第4号及び第2項、第16条第7項第3号並びに第52条第1項第4号において「英国」という。)から受領したものをいう。

9 この訓令において「インド秘密軍事情報」とは、秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する日本国政府とインド共和国政府との間の協定(第29条第3項第6号において「日印秘密軍事情報保護協定」という。)第1条aに規定する秘密軍事情報であつて、インド共和国政府(第15条第1項第4号及び第2項、第16条第7項第3号並びに第52条第1項第5号において「インド」という。)から受領したものをいう。

10 この訓令において「伊国秘密情報」とは、情報の保護に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定(第29条第3項第7号において「日伊情報保護協定」という。)第1条aに規定する秘密情報であつて、イタリア共和国政府(第15条第1項第4号及び第2項、第16条第7項第3号並びに第52条第1項第6号において「伊国」という。)から受領したものをいう。

11 この訓令において「韓国秘密軍事情報」とは、秘密軍事情報の保護に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定(第29条第3項第8号において「日韓秘密軍事情報保護協定」という。)第2条(a)に規定する秘密軍事情報であつて、大韓民国政府(第15条第1項第4号及び第2項並びに第52条第1項第7号において「韓国」という。)から受領したものをいう。

(取扱者)

第3条 取扱者は、管理者又はその職務上の上級者が指定するものとする。

(保全責任者)

第4条 管理者又はその職務上の上級者は、保全責任者を部下職員の中から指定するものとする。

2 保全責任者は、この訓令の定めるところによりその職務上の上級者である管理者又はその職務上の上級者の管理に係る秘に指定された文書、図画又は物件の登録及び保管（第2条第3項第6号に掲げる者による保管を除く。）並びにこれらに伴う事務を行うほか、事務次官の定めるところにより秘密の保全を適切にするための措置を講ずるものとする。

3 保全責任者の職務上の上級者である管理者は、保全責任者の補助者を指定することができる。

4 保全責任者の職務上の上級者である管理者は、保全責任者が不在等のため、その職務を行うことができないときは、臨時にその職務を代行する職員を指定することができる。

（管理者及び保全責任者の責任）

第5条 管理者及び保全責任者は、部下職員である関係職員及び保全責任者の補助者に対し、秘密の保全に関する適切な監督及び指導を行わなければならない。

（関係職員の範囲の制限）

第6条 関係職員の指定に当たっては、秘密の取扱いに関する適格性の確認等に関する訓令（平成21年防衛省訓令第25号）第2条第4号に規定する適格性を付与された者を充てるものとし、その範囲は、必要最小限にとどめなければならない。

（秘密を守る義務）

第7条 職員は、職務上知ることのできた秘密を関係職員以外の者に漏らしてはならない。

（防ちよう）

第8条 職員は、秘密が探知、収集又は破壊されないように努めなければならない。

（保全教育）

第9条 官房長等（内部部局にあつては、官房長）は、職員に対し、秘密の保全に必要な知識の徹底及び意識の高揚を図るため、保全教育を実施するものとする。

（立入禁止）

第10条 官房長等又はその指定した者は、本省の管理する施設内で、秘密が取り扱われ、又は設置されている場所について、秘密の保全上必要があるときは、その場所への立入りを禁止するものとする。

（立入禁止の掲示等）

第11条 前条の規定により、立入りが禁止された場合、当該施設を管理する者は、その場所に立ち入ってはならない旨の掲示を行うとともに、立入禁止に必要な措置を講じなければならない。

2 前項の掲示は別記第1号様式によるものとする。

(掲示場所への立入り)

第12条 立入禁止の掲示のある場所には、官房長等の定めるところにより、許可を受けた者でなければ立ち入らせてはならない。

(機器持込み制限)

第13条 管理者又は施設を管理する者は、次に掲げる場所その他必要と認める場所について、携帯型情報通信・記録機器の持込み(以下この条において「機器持込み」という。)を禁止するものとする。

(1) 第10条の規定により立入りが禁止された場所

(2) 日常的に秘密を取り扱う執務室(障壁等により物理的に隔離した区画においてのみ秘密を取り扱う場合には当該区画に限る。)

(3) 秘密を取り扱う会議を実施する会議室(当該会議の実施中に限る。)

(4) 秘密を保管する保管施設

2 前項の規定による管理者又は施設を管理する者は、その場所に機器持込みをしてはならない旨の掲示を行うとともに、機器持込みの禁止に必要な措置を講じなければならない。

3 前項の規定による掲示のある場所には、保全責任者又はその職務上の上級者の許可を受けた者でなければ、機器持込みをさせてはならない。

(秘密電子計算機情報)

第14条 職員は、秘密に係る電子計算機情報(以下「秘密電子計算機情報」という。)について、これを取り扱うものとして、官房長等又はその指定した者が認めた情報システム以外の情報システムで取り扱ってはならない。

2 秘密電子計算機情報は、管理者又はその職務上の上級者が認めた場合を除き、可搬記憶媒体に格納しなければならない。

3 関係職員は、秘密電子計算機情報を可搬記憶媒体に格納するに当たり、所定の暗号による秘匿措置を講じなければならない。ただし、当該秘匿措置を講じることにより職務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあり、秘の指定者又はその職務上の上級者がやむを得ないと認める場合に限り、当該秘匿措置を講じることなく秘密電子計算機情報を可搬記憶媒体に格納することができる。

(紛失時等の措置)

第15条 秘密が紛失し、漏えいし、若しくは破壊されたとき又はそれらの疑い若しくはおそれがあるときは、直ちに、次に掲げる措置がとられなければならない。

(1) 関係職員は、適切な措置を講ずるとともに、その旨を職務上の上級者に報告しなければならない。

(2) 関係職員以外の職員は、その旨を関係職員又は職務上の上級者に知らせなければならない。

(3) 管理者又はその職務上の上級者は、その旨を当該秘密の伝達又は送達を受けた順に従い、秘の指定を行った者に知らせなければならない。

(4) 官房長等は、その旨を防衛大臣に報告するとともに、当該秘密が秘密軍事情報に該当する場合には米国へ、北大西洋条約機構秘密情報に該当する場合には北大西洋条約機構保安部（北大西洋条約機構情報保護協定第3条（i）に規定する北大西洋条約機構保安部をいう。次項において同じ。）へ、仏国秘密情報に該当する場合には仏国へ、豪州秘密情報に該当する場合には豪州へ、英国秘密情報に該当する場合には英国へ、インド秘密軍事情報に該当する場合にはインドへ、伊国秘密情報に該当する場合には伊国へ、韓国秘密軍事情報に該当する場合には韓国へ、それぞれ通知しなければならない。

2 官房長等は、前項の事実の調査を行い、かつ、防護上必要な措置を講じ、速やかに、その旨を防衛大臣に報告するとともに、当該秘密が秘密軍事情報に該当する場合には米国へ、北大西洋条約機構秘密情報に該当する場合には北大西洋条約機構保安部へ、仏国秘密情報に該当する場合には仏国へ、豪州秘密情報に該当する場合には豪州へ、英国秘密情報に該当する場合には英国へ、インド秘密軍事情報に該当する場合にはインドへ、伊国秘密情報に該当する場合には伊国へ、韓国秘密軍事情報に該当する場合には韓国へ、それぞれ通知しなければならない。

第2節 秘の指定、解除、表示等

（秘の指定）

第16条 本省の所掌する事務に関する知識又は文書、図画若しくは物件のうち、国の安全又は利益に関わる次に掲げる事項（特定秘密又は特別防衛秘密に該当する事項を除く。）であって、関係職員以外に知らせてはならないものを秘として指定しなければならない。

- (1) 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- (2) 防衛及び警備に関し収集した情報
- (3) 情報の収集整理に関する自衛隊の活動状況、態勢、方法、計画又はその能力
- (4) 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- (5) 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶、電子計算機を利用したシステム及びソフトウェアを含む。第8号及び第9号において同じ。）の種類又は数量
- (6) 本省において使用する通信網の構成又は通信の方法
- (7) 暗号に関する情報
- (8) 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法
- (9) 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発

段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法

(10) 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（第6号に掲げるものを除く。）

(11) その他前各号に準ずる事項

2 秘の指定は、管理者又はその職務上の上級者が、その所掌する事務に関し行うものとする。

3 秘の指定は、秘密の保全に必要な最小限度にとどめなければならない。

4 秘の指定に当たっては、秘に該当する部分を明示しなければならない。

5 秘の指定は、文書、図画又は物件に関し、これらが複製又は製作されたときに秘密とするため、その複製又は製作の完了前に、あらかじめ、しておくことができる。

6 国の機関及び外国政府（国際機関を含む。以下同じ。）以外の団体若しくは個人から得た知識又は文書、図画若しくは物件については、第1項に規定する要件に該当する場合には、秘に指定するものとする。

7 外国政府から得た知識又は文書、図画若しくは物件については、その外国政府の秘密区分を尊重し、第1項に規定する要件に該当する場合には、秘に指定するものとする。ただし、次の各号に掲げるものを除き、秘密軍事情報、北大西洋条約機構秘密情報、仏国秘密情報、豪州秘密情報、英国秘密情報、インド秘密軍事情報、伊国秘密情報又は韓国秘密軍事情報に該当するものについては、第1項の規定にかかわらず、秘に指定するものとする。

(1) 特定秘密に該当するもの

(2) 特別防衛秘密に該当するもの

(3) 次のアからオまでに掲げる情報であつて、それぞれアからオまでに掲げる外国政府から別段の通報があり、秘として保護する必要がないもの

ア 「NATO RESTRICTED」の表示が付された北大西洋条約機構秘密情報 北大西洋条約機構

イ 「RESTRICTED」又は「IN CONFIDENCE」の表示が付された豪州秘密情報 豪州

ウ 「UK OFFICIAL-SENSITIVE」の表示が付された英国秘密情報 英国

エ 「RESTRICTED」の表示が付されたインド秘密軍事情報 インド

オ 「RESERVATO」の表示が付された伊国秘密情報 伊国

(秘の指定期間等)

第17条 文書又は図画を秘に指定する際には、秘の指定期間を定めるものとする。ただし、当該指定期間は、当該文書又は図画の保存期間を超えることができない。

2 物件を秘に指定する際には、破棄の条件又は秘の指定解除の条件を付すものとする。

3 秘に指定された文書、図画又は物件について第1項の規定により指定期間を定め、又は前項の規定により条件を付したときは、これらにその指定期間又は条件を第23条第1項の規定による登録番号の表示に併せ表示するものとする。

(秘の指定解除等)

第18条 秘に指定した者は、当該秘密について、第16条第1項に規定する要件を欠くに至ったと認めるときその他秘として保護する必要がないと認める場合には、秘の指定を解除し、又は前条第1項の規定により定めた指定期間若しくは同条第2項の規定により付した条件を変更するものとする。

2 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づく開示請求により秘に指定された文書又は図画の全部を開示する旨決定されたときは、秘に指定した者は、当該文書又は図画の秘の指定解除を行うものとする。

3 防衛省行政文書管理規則（平成23年防衛省訓令第15号）第24条第1項の規定に基づき、秘に指定された文書又は図画を国立公文書館に移管する場合には、当該文書又は図画の秘の指定を解除するものとする。

4 文書又は図画に付した秘の指定期間が満了したときは、当該文書又は図画の秘の指定の効力は失われるものとする。

(秘の指定等の様式)

第19条 文書、図画又は物件について、秘に指定し、若しくは秘の指定を解除するとき、又は指定期間若しくは条件を変更するときは、官房長等（内部部局にあっては、官房長）の定める様式により行うものとする。

(秘の指定等についての意見)

第20条 第2条第3項第4号に掲げる者は、秘に指定した者に対し、秘の指定解除並びに指定期間及び条件の変更について意見を述べることができる。

(秘等の表示)

第21条 取扱者又は管理者若しくはその職務上の上級者の指定する者は、文書、図画又は物件を秘に指定した場合には、別記第2号様式の表示を赤色で付し、当該文書、図画又は物件が次の各号に掲げる情報に該当するときは、これに加え、当該各号に定める表示を赤色で付さなければならない。ただし、やむを得ないときは、他の色で付すことができる。

(1) 秘密軍事情報 別記第2号の2様式の表示

(2) 北大西洋条約機構秘密情報 NATO CONFIDENTIAL又はNATO RESTRICTEDの表示

(3) 仏国秘密情報 別記第2号の3様式の表示

- (4) 豪州秘密情報 別記第2号の4様式の表示
- (5) 英国秘密情報 別記第2号の5様式の表示
- (6) インド秘密軍事情報 別記第2号の6様式の表示
- (7) 伊国秘密情報 別記第2号の7様式の表示
- (8) 韓国秘密軍事情報 別記第2号の8様式の表示

2 前項の場合において、同項第2号に規定する表示が既に付されている文書、図画又は物件については、同項の規定にかかわらず、改めて当該表示を付すことを要しない。

3 第1項の表示は、これを秘に指定された文書又は図画についてはその右上部及び左下部に、物件についてはその適当な場所に付さなければならない。ただし、やむを得ないときは、他の場所に付すことができる。

(秘密指定等適正管理審査会)

第21条の2 第16条(第2項及び第5項を除く。)、第17条及び前条の規定に基づく秘の指定等について、秘の指定等の適合性を確認し、及びその結果について、必要に応じて防衛大臣に報告するため、本省に秘密指定等適正管理審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、審査長及び次に掲げる審査員をもって組織する。

- (1) 防衛政策局調査課情報保全企画室長の指名する者
- (2) 統合幕僚監部総務部総務課総務班長の指名する者
- (3) 陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部情報課情報保全室長の指名する者
- (4) 海上幕僚監部指揮通信情報部情報課情報保全室長の指名する者
- (5) 航空幕僚監部運用支援・情報部情報課情報保全室長の指名する者

3 審査長は、防衛政策局調査課情報保全企画室長をもって充てる。

4 審査長は、審査会を招集し、会務を総理する。

5 審査長は、必要があると認めるときは、第2項各号に掲げる者以外の者を審査会に参加させることができる。

6 審査長は、防衛装備庁に協力を依頼することができる。

7 前各項に定めるもののほか、審査会について必要な事項は別に定める。

第3節 登録等

(登録)

第22条 保全責任者又は取扱者は、文書、図画又は物件が秘に指定されたときは、速やかに、これを官房長等(内部部局にあつては、官房長)の定める簿冊に登録しなければならない。

2 保全責任者又は取扱者は、秘に指定された文書、図画又は物件について、秘の指定が解除され、又は指定期間若しくは条件が変更されたときは、その都度、速

やかに、その旨を前項に規定する簿冊に登載しなければならない。

(登録番号の表示)

第23条 秘に指定された文書又は図画についてはその左上部に、物件についてはその適当な場所に、登録番号を表示するものとする。ただし、やむを得ないときは、他の場所に表示することができる。

2 前項の表示は、別記第3号様式によるものとする。

(秘の指定解除等の通知)

第24条 管理者又はその職務上の上級者は、秘密について、秘の指定が解除され、又は指定期間若しくは条件が変更されたときは、その旨を関係者に対し、文書により、通知しなければならない。ただし、第33条の規定により伝達され、秘に指定された知識に係るものにあつては、文書によらないことができる。

第4節 複製等

(複製等)

第25条 秘に指定された文書、図画又は物件を複製又は製作するときは、あらかじめ、管理者又はその職務上の上級者の承認を得なければならない。

2 前項の承認を得ようとするときは、複製又は製作する理由、その数量、交付先、委託先等を明示しなければならない。

3 第1項の複製又は製作は、管理者又はその職務上の上級者の指定する職員の立会いのもとに行わなければならない。ただし、真にやむを得ない場合で、管理者又はその職務上の上級者の許可を受けたときは、この限りでない。

(文書及び図画の外部への委託)

第26条 秘に指定された文書又は図画の複製又は製作は、国の機関以外の者に委託してはならない。ただし、次に掲げる場合で、官房長等又はその指定した者の許可を受けたときは、この限りでない。

(1) 秘に指定された文書又は図画の複製を委託する場合

(2) 次条の規定により秘に指定された物件の製作、取り付け、修理、実験、調査研究、複製等(以下「製作等」という。)を国の機関以外の者に委託する場合において、当該物件の製作等に必要な秘に指定された文書若しくは図画の製作をその委託先に委託するとき

(物件の外部への委託)

第27条 秘に指定された物件の製作等を国の機関以外の者に委託するときは、官房長等又はその指定した者の許可を受けなければならない。

(委託時の調査)

第28条 第26条第1号又は前条の規定により国の機関以外の者に秘に指定された文書、図画又は物件の製作等を委託するときは、その受託者について厳密な調

査を行い、秘密の保全上支障がないことを確認した後、委託の許可を申請しなければならない。

(委託時の保全措置)

第29条 秘に指定された文書、図画又は物件の製作等を国の機関以外の者に委託するときは、委託中における秘密の漏えい等の危険を防止するため、契約条項に秘密の保全に関する規定を設ける等必要な措置を講じなければならない。

2 前項の秘密の保全に関する規定は、特に支障のない限り、別記第4号様式の基準によるものとする。

3 第1項の文書、図画又は物件に係る秘密が次の各号に掲げる情報に該当する場合には、当該各号に定める事項が、同項の委託の委託先が定める秘密の保全に関する規則において確保されていることを確認するものとする。

(1) 秘密軍事情報 秘密軍事情報保護協定第16条に定める事項

(2) 北大西洋条約機構秘密情報 行政取決（北大西洋条約機構情報保護協定第4条の規定に基づき作成された行政上の取決めにいう。）第14段落に定める事項

(3) 仏国秘密情報 日仏情報保護協定第14条に定める事項

(4) 豪州秘密情報 日豪情報保護協定第7条に定める事項

(5) 英国秘密情報 日英情報保護協定第17条に定める事項

(6) インド秘密軍事情報 日印秘密軍事情報保護協定第16条に定める事項

(7) 伊国秘密情報 日伊情報保護協定第16条に定める事項

(8) 韓国秘密軍事情報 日韓秘密軍事情報保護協定第16条に定める事項

(下請負)

第30条 第26条又は第27条の規定による委託の委託先から下請負の許可の申請がなされた場合において、当該下請負者が当該委託先との契約に係る秘に指定された文書若しくは図画の複製若しくは製作又は秘に指定された物件の製作等を行うことについては、第26条又は第27条に規定する許可を受け、かつ、当該下請負者が前条に規定する秘密の保全に関する規定を含む契約を本省の契約担当官等と行った場合に限り、許可することができる。

(複製等の登録等)

第31条 秘に指定された文書、図画又は物件を複製又は製作したときは、第17条第3項、第21条、第22条、第23条及び第45条の規定に準じて、秘等の表示、登録又は登載をしなければならない。

第5節 伝達、送達及び合議等

(外部への伝達及び送達)

第32条 本省の職員以外の者に秘密を伝達又は送達するときは、その指定した者

又はその職務上の上級者の許可を受けなければならない。ただし、第26条及び第27条の規定による委託並びに第41条第1項の規定による貸出しに係る伝達又は送達については、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、外国政府に秘密を伝達又は送達するときは、事務次官の定めるところによる。
- 3 外国政府から当該外国政府の定めた秘密区分が明示された知識又は文書、図画若しくは物件を得たときは、当該外国政府の事前の同意を得なければ、これらを第三国（北大西洋条約機構秘密情報及び豪州秘密情報については、日本国における日本国政府以外の者を含む。）に伝達し、又は送達してはならない。
- 4 第28条及び第29条の規定は、第1項本文の規定により許可を受けて秘密の伝達又は送達する場合で、その相手方が国の機関以外の者であるときについて準用する。

（文書、図画及び物件以外の方法による伝達）

第33条 秘に指定された知識を文書、図画及び物件以外の方法により伝達するときは、秘に指定されている旨及び条件を明示するほか、その秘密の保全につき注意を促す等必要な措置を講じなければならない。

- 2 第16条第1項に規定する要件を満たす、又は秘密軍事情報、北大西洋条約機構秘密情報、仏国秘密情報、豪州秘密情報、英国秘密情報、インド秘密軍事情報、伊国秘密情報若しくは韓国秘密軍事情報に該当する知識（以下第6項までにおいて単に「知識」という。）を電気通信（電話を除く。第6項において同じ。）の方法により伝達するときは、所定の暗号によらなければならない。ただし、次のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

(1) 伝達による漏えいのおそれがないと認められる施設内において有線で行われる場合

(2) 真にやむを得ない場合で、管理者又はその職務上の上級者の許可を受けたとき

- 3 知識を電話により伝達するときは、所定の暗号によらなければならない。ただし、真にやむを得ない場合で、管理者又はその職務上の上級者の許可を受けたときは、この限りでない。

- 4 前項ただし書の場合においては、略号を用いる等秘密の保全について必要な措置を講じなければならない。

- 5 知識を口頭により伝達する場合には、盗聴の防止に努めなければならない。

- 6 知識を文書、図画及び物件並びに電気通信、電話及び口頭以外の方法により伝達するときは、官房長等（内部部局にあつては官房長）の定めるところによる。

（送達の方法）

第34条 秘に指定された文書、図画又は物件を送達するときは、管理者又はその職務上の上級者の指定する職員が携行するものとする。

2 前項の規定により、送達することができないとき又は送達することが不適當であるときの送達の方法については、事務次官の定めるところによる。

(文書及び図画の封筒等)

第35条 秘に指定された文書又は図画を送達するときは、封筒又は包装を二重にして封かんしなければならない。ただし、関係職員が携行する場合で、管理者又はその職務上の上級者が秘密の保全上支障がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の封筒又は包装には、不透明質のものを用い、第21条第1項に規定する表示をその内側のものみに付すものとする。

(物件の包装)

第36条 秘に指定された物件を送達するときは、前条の規定を準用するほか、窃取、破壊、盗見等の危険を防止するため、包装を厳重にする等の措置を講じなければならない。

(受領証等)

第37条 秘に指定された文書、図画又は物件を送達するときは、これらの授受を明確にするため、受領証又は官房長等（内部部局にあつては、官房長）の定める簿冊に名宛人又はその指定した職員の受領の認印を徴するものとする。

(合議等)

第38条 秘に指定された文書又は図画についての合議等は、当該文書又は図画を赤色調の容器又は封筒に入れて行わなければならない。ただし、関係職員が携行して直接行う場合で、管理者又はその職務上の上級者が秘密の保全上支障がないと認めたときは、この限りではない。

第6節 接受、保管及び貸出し

(文書及び図画の接受)

第39条 封かんされている秘に指定された文書又は図画は、名あて人又はその指定した職員でなければ開封してはならない。

2 秘に指定された文書又は図画を接受したときは、異状の有無を確かめた後、官房長等（内部部局にあつては、官房長）の定める簿冊に登載のため、保全責任者に交付しなければならない。

(文書及び図画の保管)

第40条 秘に指定された文書又は図画は、保全責任者が保管するものとする。

2 官房長等は、秘に指定された文書又は図画の保管が集中して行われるよう努めなければならない。

3 第1項の規定による保管については、官房長等（内部部局にあつては、官房長）の定めるところにより、秘に指定された文書又は図画の保管状況を明確にしなければならない。

（文書及び図画の貸出し）

第41条 秘に指定された文書又は図画は、関係職員で管理者の承認したもの以外の者に貸し出してはならない。ただし、当該文書又は図画を秘に指定した者又はその職務上の上級者の許可を受けたときは、これらを本省の関係職員以外の者に貸し出すことができる。

2 第28条及び第29条の規定は、前項ただし書の規定により、秘に指定された文書又は図画を貸し出す場合で、その相手方が国の機関以外の者であるときについて準用する。

3 前条第3項の規定は、秘に指定された文書又は図画の貸出しについて準用する。

（文書及び図画の保管容器）

第42条 秘に指定された文書又は図画は、少なくとも、文字盤かぎのかかる鋼鉄製の箱に保管しなければならない。

2 前項の規定によることができないときは、官房長等（内部部局にあつては、官房長）の定めるところによる。

（保管場所等）

第43条 管理者又はその職務上の上級者は、秘に指定された文書又は図画を保管する場所及び施設について、当該秘密の保全に必要な措置を講じなければならない。

（物件の接受、保管及び貸出し）

第44条 秘に指定された物件の接受、保管及び貸出しについては、前5条の規定を準用するほか、必要な事項は、官房長等（内部部局にあつては、官房長）が定める。

（登載）

第45条 保全責任者は、その保管に係る秘に指定された文書、図画又は物件について、通知、送達、回収、返却又は破棄が行われたときは、その旨を第39条第2項に規定する簿冊に登載するものとする。

（閲覧記録）

第45条の2 管理者は、秘に指定された文書、図画又は物件の取扱いの経過を明確にするため、官房長等（内部部局にあつては、官房長）の定める閲覧簿を備え、これに取り扱った職員の氏名、日時、場所等を記録させるものとする。

2 前項の場合において、管理者は、職務の性質上当該秘に指定された文書、図画又は物件を取り扱うべき者であることが自明であるとして管理者が認める者につ

いては、当該閲覧簿への記録を省略させることができる。

第7節 回収及び破棄

(回収)

第46条 秘に指定した者若しくは秘に指定された文書、図画又は物件を送達した者又はそれらの職務上の上級者は、必要があると認めるときは、当該文書、図画又は物件を回収することができる。

2 前項に規定する者は、秘に指定された文書、図画又は物件を送達するとき、これらの回収の時期について条件を付けることができる。

3 前項の規定により回収の時期について条件を付けたときは、文書、図画又は物件にその旨を表示するものとする。

4 第2項の規定により付けられた条件は、必要に応じて解除又は変更することができる。

5 第2項及び前項の規定により回収の時期について条件を付け、又はその条件を解除若しくは変更するとき、第19条に規定する様式により行うものとする。

(破棄)

第47条 保全責任者は、次に掲げる場合には、管理者又はその職務上の上級者の承認を得た上で、秘に指定された文書、図画又は物件を破棄するものとする。

(1) 秘に指定された文書又は図画に付された保存期間（延長された場合にあっては、延長後の保存期間をいう。）が満了した場合（防衛省行政文書管理規則第24条第1項の規定により、当該文書又は図画を国立公文書館に移管する場合を除く。）

(2) 第17条第2項の規定により、秘に指定された物件に付された破棄の条件に該当した場合

(3) 物件を秘に指定した者若しくは秘に指定された物件を送達した者又はそれらの職務上の上級者から、当該物件を破棄するよう通報があった場合

2 前項第1号の規定に基づく秘に指定された文書又は図画の破棄は、防衛省行政文書管理規則第24条第2項の同意を得た後でなければ、これを行ってはならない。

3 第1項の破棄は、管理者の指定する職員の立会いのもとに、焼却、粉碎、細断、溶解、破壊等の方法により、確実に行わなければならない。

4 秘に指定された文書、図画又は物件を保管し、又は所持する職員は、秘密の保全上真にやむを得ないと認める相当の理由があり、かつ、他に秘密を保全する手段がないと認めたときは、第2項の規定にかかわらず、これらを破棄することができる。

5 前項の規定に基づき破棄する場合には、防衛大臣の承認を得なければならない。

ただし、その手段がない場合又はそのいとまがない場合は、破棄後速やかにその旨を防衛大臣に報告することで足りる。

- 6 保全責任者は、秘に指定された文書、図画又は物件を破棄したときは、管理者又はその職務上の上級者に速やかにその旨を報告しなければならない。

第8節 検査及び報告

(定期検査及び臨時検査)

第48条 官房長等は、秘密の保全の状況について、定期検査を年2回以上実施しなければならない。

- 2 官房長等は、前項の定期検査のほか、必要があるときは、秘密の特定のものについて、その保全の状況を臨時に検査するものとする。

- 3 前2項の検査は、官房長等が指定する関係職員に行わせることができる。

(引継時の検査)

第49条 管理者又はその職務上の上級者は、保全責任者が転勤等により交代したときは、確実に事務の引継ぎを行わせ、その状況を検査しなければならない。

(大臣への報告)

第49条の2 防衛政策局長は、秘に指定した文書及び図画の管理状況について、毎年度、防衛大臣に報告するものとする。

第9節 その他の措置

(指定前等の取扱い)

第50条 秘の指定が予想される知識若しくは文書、図画若しくは物件又は第16条第5項による、あらかじめされた秘の指定に係る複製若しくは製作中の文書、図画若しくは物件については、これらの保全に努めなければならない。

(協議及び協力)

第51条 官房長等は、秘密の保全につき、相互に協議し、調整するほか、協力するものとする。

(本省以外の国の機関への提供)

第51条の2 本省から本省以外の国の機関に対して秘に指定された文書又は図画を提供する場合には、あらかじめ当該文書又は図画の管理について、当該国の機関と協議するものとする。

- 2 前項の協議に係る事務は、防衛政策局調査課において処理するものとする。

- 3 本省から本省以外の国の機関に対して秘に指定された物件を提供する場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ当該物件の管理について、当該国の機関と協議するものとする。この場合においては、前項の規定を準用する。

(本省以外の国の機関からの提供)

第51条の3 本省以外の国の機関から当該国の機関により秘密区分の指定がされ

た文書又は図画の提供を受ける場合には、あらかじめ当該文書又は図画の管理について、当該国の機関から協議を受けるものとする。

2 前項の協議に係る事務は、防衛政策局調査課において処理するものとする。

3 提供を受けた文書又は図画は、第1項の協議の結果に基づき、管理するものとする。

4 前3項の規定は、本省以外の国の機関により秘密区分の指定がされた物件の提供を受ける場合について準用する。

(秘に指定された文書及び図画の管理の適正に関する通報)

第51条の4 秘に指定された文書又は図画の管理に関する公益通報（防衛省における公益通報の処理及び公益通報者の保護に関する訓令（平成19年防衛省訓令第49号）第2条第1号に規定する公益通報をいう。）の処理については、同訓令の定めるところによる。

(秘密軍事情報等の目的外利用の禁止)

第52条 次の各号に掲げる情報は、それぞれ当該各号に掲げる外国政府の事前の書面による承認を得ることなく、当該情報が提供された目的以外の目的のために利用してはならない。

- (1) 秘密軍事情報 米国
- (2) 仏国秘密情報 仏国
- (3) 豪州秘密情報 豪州
- (4) 英国秘密情報 英国
- (5) インド秘密軍事情報 インド
- (6) 伊国秘密情報 伊国
- (7) 韓国秘密軍事情報 韓国

2 北大西洋条約機構秘密情報は、協力活動（情報及び資料の保護に関する日本国政府と北大西洋条約機構との間の協定についての合意された議事録7に規定する協力活動をいう。）の枠組み並びに当該協力活動に関連する決定及び決議に定める目的以外の目的のために利用してはならない。

第3章 防衛装備庁における措置

(防衛装備庁における関係職員の範囲の制限等)

第53条 防衛装備庁における関係職員の指定に当たっては、第6条の規定を準用する。

2 前項に掲げるもののほか、防衛装備庁における秘密の保全のために必要な措置は、防衛装備庁長官が定める。

3 防衛装備庁長官は、前項の定めをしようとするときは、あらかじめ、防衛大臣に協議し、その同意を得なければならない。これを改廃しようとするときも、同

様とする。

第4章 雑則

(委任規定)

第54条 この訓令の実施に関し必要な事項は、官房長等（内部部局にあつては、官房長）が定める。

2 この訓令により難いときは、官房長等（内部部局にあつては、官房長）は、防衛大臣の承認を得て、特別の定めをすることができる。

附 則（平成19年防衛省訓令第36号）

1 この訓令は、平成19年5月1日から施行する。ただし、第13条及び第14条第3項の規定は、平成19年8月1日から施行する。

2 この訓令の施行の際現に改正前の秘密保全に関する訓令第10条の規定により秘密区分の指定がされている知識及びそれらの知識に係る文書若しくは図画又は物件については、改正後の秘密保全に関する訓令第16条の規定により秘に指定されているものとみなす。

3 情報システムの性能その他の技術的な理由により第14条第3項の規定に基づく秘匿措置を講ずることが困難な情報システムについては、可搬記憶媒体に電子計算機情報を格納する機能を使用できないように措置しなければならない。ただし、同項ただし書の規定に基づき、職務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあり、秘の指定者又はその職務上の上級者がやむを得ないと認めて電子計算機情報を可搬記憶媒体に格納する場合に限り、その措置を解除することができる。

4 前項の措置は、平成19年8月1日までに行うものとする。

附 則（平成19年防衛省訓令第47号）

この訓令は、平成19年8月10日から施行する。

附 則（平成19年防衛省訓令第145号）（抄）

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成20年防衛省訓令第12号）（抄）

(施行期日)

1 この訓令は、平成20年3月26日から施行する。ただし、次に掲げる改正規定については、平成20年7月1日から施行する。

(1) 秘密保全に関する訓令の一部改正にかかる目次の改正規定及び第45条の2の改正規定

(2) 防衛秘密の保護に関する訓令の一部改正にかかる目次の改正規定及び第40条の2の改正規定

(3) 特別防衛秘密の保護に関する訓令の一部改正にかかる第3条、第23条第1

項及び第2項、第25条並びに第42条の2の改正規定

附 則（平成21年防衛省訓令第25号）（抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成21年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成21年防衛省訓令第27号）

この訓令は、平成21年3月31日から施行する。

附 則（平成21年防衛省訓令第48号）

この訓令は、平成21年8月1日から施行する。

附 則（平成22年防衛省訓令第25号）

この訓令は、平成22年6月25日から施行する。

附 則（平成23年防衛省訓令第16号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年防衛省訓令第38号）

この訓令は、情報の保護に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の効力発生の日から施行する。

附 則（平成24年防衛省訓令第24号）

この訓令は、情報の保護に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の効力発生の日から施行する。

附 則（平成25年防衛省訓令第59号）

この訓令は、情報の保護に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定の効力発生の日から施行する。

附 則（平成26年防衛省訓令第68号）

この訓令は、平成26年12月10日から施行する。

附 則（平成27年防衛省訓令第16号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成30年3月31日までは、この訓令の施行の日前にこの訓令による改正前の秘密保全に関する訓令第16条により秘に指定された文書又は図画の秘の指定期間（同訓令第17条第1項及び第18条第1項の規定により定められた秘の指定条件のうち、秘の指定を解除する日までの間をいう。）は、この訓令による改正後の秘密保全に関する訓令第17条第1項及び第18条第1項の規定により付された秘の指定期間とみなす。

附 則（平成27年防衛省訓令第23号）

この訓令は、平成27年5月18日から施行する。

附 則（平成 27 年防衛省訓令第 39 号）（抄）

（施行期日）

第 1 条 この訓令は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年防衛省訓令第 7 号）

この訓令は、平成 28 年 3 月 16 日から施行する。

附 則（平成 28 年防衛省訓令第 50 号）

この訓令は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年防衛省訓令第 66 号）

この訓令は、平成 28 年 11 月 23 日から施行する。

附 則（平成 29 年防衛省訓令第 9 号）

この訓令は、平成 29 年 3 月 27 日から施行する。

附 則（平成 30 年防衛省訓令第 27 号）

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年防衛省訓令第 36 号）

この訓令は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年防衛省訓令第 18 号）

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年防衛省訓令第 37 号）

この訓令は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

別記第1号様式（第11条関係）

注 意

許可を受けないでこの〇〇に立ち入ることを禁止する。

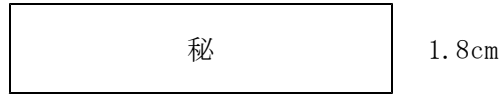
平成 年 月 日

防 衛 省

備考 大きさは、適宜とする。

別記第2号様式（第21条関係）

3.6cm



備考 やむを得ないとき又は不適當なときは、適宜の大きさとする。

別記第2号の2様式（第21条関係）

3.6cm

米 国 政 府	1.8cm
---------	-------

備考 やむを得ないとき又は不適當なときは、適宜の大きさとする。

別記第2号の3様式（第21条関係）

3.6cm

仏 国 政 府	1.8cm
---------	-------

備考 やむを得ないとき又は不適當なときは、適宜の大きさとする。

別記第2号の4様式（第21条関係）

3.6cm



1.8cm

備考 やむを得ないとき又は不適當なときは、適宜の大きさとする。

別記第2号の5様式（第21条関係）

3.6cm

英 国 政 府	1.8cm
---------	-------

備考 やむを得ないとき又は不適當なときは、適宜の大きさとする。

別記第2号の6様式（第21条関係）

3.6cm

インド政府

1.8cm

備考 やむを得ないとき又は不適當なときは、適宜の大きさとする。

別記第2号の7様式（第21条関係）

3.6cm

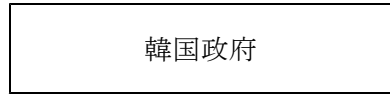
伊国政府

1.8cm

備考 やむを得ないとき又は不適當なときは、適宜の大きさとする。

別記第2号の8様式（第21条関係）

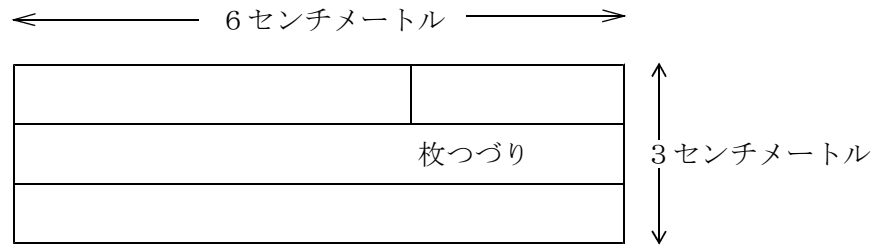
3.6cm



1.8cm

備考 やむを得ないとき又は不適當なときは、適宜の大きさとする。

別記第3号様式（第23条関係）



- 備考
- 1 上欄の左側には登録番号を、右側には一連番号を記入する。ただし、電報訳文紙については、一連番号の記入を省略することができる。
 - 2 中欄には、文書又は図画の枚数（表紙及び裏表紙を含む。）を記入する。
 - 3 下欄には、条件を記入する。
 - 4 やむを得ないとき、又は不適當なときは、大きさは適宜とすることができる。

別記第4号様式（第29条関係）

秘密の保全に関する特約条項

（乙の一般義務）

第1条 乙（契約業者）は、主たる契約条項に基づく秘密の保全に関しては、この特約条項に定めるところにより秘密保全の万全を期さなければならない。

- 2 乙は、乙の従業員、下請負を行う場合においてはその相手方（以下「下請負者」という。）その他甲により秘密の表示のある秘密に属する文書又は図画（以下「特定資料」という。）又は秘密の指定のある秘密に属する物件（以下「特定物件」という。）を取扱う場所への立ち入りが許可された者の故意又は過失により秘密が漏えいしたときであっても、その責任を免れることはできない。

（送達）

第2条 甲は、特定資料又は特定物件を乙に交付するときは、当該特定資料又は当該特定物件に秘密の表示を付すとともに、当該特定資料又は当該特定物件を乙に交付する旨を記載した文書を添えて、送達するものとする。

- 2 前項の場合において、当該特定資料又は当該特定物件が次の各号に掲げる情報に該当するときは、甲は、秘密の表示に加え、当該各号に定める表示を付すものとする。ただし、既にNATO CONFIDENTIAL又はNATO RESTRICTEDの表示が付されているものについては、改めて当該表示を付すことを要しない。

(1) 秘密軍事情報（秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定第1条（a）に規定する秘密軍事情報であって、アメリカ合衆国政府から受領したものをいう。第6条第2項第1号において同じ。）
米国政府

(2) 北大西洋条約機構秘密情報（北大西洋条約機構から受領した情報又は資料であって、情報及び資料の保護に関する日本国政府と北大西洋条約機構との間の協定第1条（ii）に規定する秘密の指定を受けているものをいう。第6条第2項第2号において同じ。）
NATO CONFIDENTIAL又はNATO RESTRICTED

(3) 仏国秘密情報（情報の保護に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定第1条（a）に規定する秘密情報であって、フランス共和国政府から受領したものをいう。第6条第2項第3号において同じ。） 仏国政府

(4) 豪州秘密情報（情報の保護に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定第1条aに規定する秘密情報であって、オーストラリア政府から受領したものをいう。第6条第2項第4号において同じ。） 豪州政府

(5) 英国秘密情報（情報の保護に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定第1条aに規定する秘密情報であって、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府から受領したものをいう。第6条第2項第5号において同じ。） 英国政府

(6) インド秘密軍事情報（秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する日本国政府とインド共和国政府との間の協定第1条aに規定する秘密軍事情報であって、インド共和国政府から受領したものをいう。第6条第2項第6号において同じ。） イ

ンド政府

(7) 伊国秘密情報（情報の保護に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定第1条aに規定する秘密情報であって、イタリア共和国政府から受領したものをいう。第6条第2項第7号において同じ。） 伊国政府

(8) 韓国秘密軍事情報（秘密軍事情報の保護に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定第2条（a）に規定する秘密軍事情報であって、大韓民国政府から受領したものをいう。第6条第2項第8号において同じ。） 韓国政府
（特定資料の保全措置）

第3条 乙は、主たる契約の説明書、仕様書、計算書、図表等のうち、特定資料を秘密の取扱いの業務に従事する者（以下「関係社員」という。）以外の者に供覧してはならない。

2 乙は、関係社員であっても、作業に必要な限度を超えて特定資料を供覧してはならない。

（特定物件の保全措置）

第4条 乙は、特定物件について、その保管中取扱いの慎重を期して、関係社員以外の人に供覧してはならない。

2 乙は、関係社員であっても、作業に必要な限度を超えて特定物件を供覧してはならない。

（特定資料及び特定物件の複製等）

第5条 乙は、主たる契約に定められている場合を除き、特定資料を複製若しくは製作し、又は特定物件の設計資料、見取図、試験成績表等の複製、製作若しくは写真撮影をする場合は、あらかじめ、甲の許可を得なければならない。

2 乙は、主たる契約又は前項の甲の許可により特定資料の複製若しくは製作又は特定物件の設計資料、見取図、試験成績表等の複製、製作若しくは写真撮影をする場合は、あらかじめ、実施の細部について甲と協議し、甲又は甲の代理者の立会のもと行わなければならない。

3 第1項に規定する特定資料及び特定物件の複製等において完成に至らなかったものは、甲の指示に従い、秘密として探知することが困難となるよう、焼却、粉砕、細断、溶解、破壊等の方法により、確実に破棄しなければならない。

（秘密の表示等）

第6条 乙は、特定資料又は特定物件を複製又は製作したときは、これらに秘密、登録番号等の表示を付さなければならない。

2 前項の場合において、当該特定資料又は当該特定物件が次の各号に掲げる情報に該当するときは、乙は、秘密、登録番号等の表示に加え、当該各号に定める表示を付さなければならない。ただし、既にNATO CONFIDENTIAL又はNATO RESTRICTEDの表示が付されているものについては、改めて当該表示を付すことを要しない。

(1) 秘密軍事情報 米国政府

(2) 北大西洋条約機構秘密情報 NATO CONFIDENTIAL又はNATO RESTRICTED

- (3) 仏国秘密情報 仏国政府
- (4) 豪州秘密情報 豪州政府
- (5) 英国秘密情報 英国政府
- (6) インド秘密軍事情報 インド政府
- (7) 伊国秘密情報 伊国政府
- (8) 韓国秘密軍事情報 韓国政府

(実施報告)

第7条 乙は、特定資料若しくは特定物件を接受、複製、送達、製作若しくは甲からの指示により破棄したとき、又は第5条に規定する特定物件の設計資料、見取図、試験成績表等を複製、製作若しくは写真撮影をしたときは、速やかに、甲に対し、その旨を書面により報告しなければならない。

(立入禁止措置)

第8条 乙は、特定資料又は特定物件が取り扱われている場所について、立入りを禁止しなければならない。

- 2 前項の規定により立入りを禁止した場合、当該場所を管理する者は、当該場所に立ち入ってはならない旨の掲示その他立入禁止に必要な措置を講じなければならない。
- 3 乙は、関係社員以外の者を、みだりに第1項に規定する場所に立ち入らせ、又はその付近に必要以上に近づかせてはならない。
- 4 乙は、関係社員に対しても、作業に必要な限度を超えて、第1項に規定する場所に立ち入らせてはならない。

(秘密保全規則)

第9条 乙は、社（工場）内における秘密の保全を確実にを行うため、この特約条項締結の日から1箇月以内（着工の時期が1箇月以内に到来するときは、着工の日まで）に秘密の保全に関する規則を作成のうえ、甲の確認を受けるものとする。ただし、その規則が既に作成され、甲の確認済みのものであるときは、特別の指示がない限り、届出をすれば足りる。

- 2 乙は、前項により甲の確認を受けた秘密の保全に関する規則を変更するときは、あらかじめ、甲に届出なければならない。

(特定資料等の返却等)

第10条 乙は、甲が交付した特定資料及び特定物件並びに第5条の規定により複製、製作又は写真撮影をしたすべての資料を契約終了後、直ちに、甲に返却し、又は提出しなければならない。

- 2 乙は、契約履行中であっても、前項の資料に秘密指定の条件として示されている秘密の指定期間が満了した場合は、直ちに、当該資料を甲に返却し、又は提出しなければならない。

(検査)

第11条 乙は、秘密の取扱いのため必要な簿冊を整備し、毎月1回以上秘密の保全状況について点検を行い、甲又は甲の代理者の検査を受けなければならない。

- 2 甲又は甲の代理者は、必要があると認めたときは、前項の検査を行うほか、秘密の保全の状況を検査し、又は必要な指示を乙に与えることができる。

(保管状況報告)

第12条 乙は、毎年6月末日及び12月末日現在の特定資料及び特定物件の保管の状況を甲に報告しなければならない。

(特定資料又は特定物件を取扱う場所の新設等)

第13条 乙は、特定資料又は特定物件を取り扱う場所を新設し、又は変更するときは、あらかじめ、甲の確認を受けなければならない。

(事故発生時の措置)

第14条 乙は、秘密の漏えい、紛失、破壊等の事故が発生し、又はそれらの疑い若しくはおそれがあったときは、適切な措置を講じるとともに、速やかに、その詳細を甲に報告しなければならない。

2 甲は、別に定める秘密保全の確保に関する違約金条項の規定に基づき違約金を請求することができる。

(保全教育)

第15条 乙は、関係社員に対し、年間計画を立て、保全教育を実施しなければならない。

2 乙は、保全教育を実施する場合は、その内容及び実施方法について、この特約条項締結の日から1箇月以内（着工の時期が1箇月以内に到来するときは、着工の日まで）に甲の確認を受けなければならない。ただし、その内容等が既に甲の確認済みのものであるときは、特別の指示がない限り、届出をすれば足りる。

3 乙は、前項の規定により甲の確認を受けた事項に変更がある場合には、あらかじめ、甲の確認を受けなければならない。

4 乙は、毎年、甲が指示する時期に、保全教育の実施状況を、甲に報告しなければならない。

(下請負)

第16条 乙は、特定資料の複製若しくは製作又は特定物件の製作、取付け、修理、実験、調査研究、複製等を第三者に下請負させてはならない。ただし、やむを得ず下請負を行う場合は、あらかじめ、甲に対し、下請負の相手方、契約内容、秘密保全の手段等を記した書面を添え、甲の許可を得なければならない。

2 前項の規定により下請負を行う場合において、下請負者は、本省の契約担当官等と秘密の保全に関する規定を含む契約を結んでいる者でなければならない。

3 第1項の規定により下請負を行う場合において、物件の輸送、施設の警備その他秘密の内容を知り得ないと認められる役務を提供する者については、前項に規定する本省の契約担当官等との契約を要しない。

4 第1項及び第2項の規定は、乙が部外の機関に品質システムの審査を委託する場合に準用する。

5 乙は、第1項に規定する場合を除き、特定資料又は特定物件を第三者に提供してはならない。

(契約の解除)

第17条 下請負者の責に帰すべき事由により、甲が当該下請負者との契約を解除する場合は、甲は乙にその旨を通報するものとする。この場合において、甲は乙に対して損害賠償の責を負わないものとする。

2 乙が下請負者との契約を解除する場合は、事前に甲にその旨を通報しなければならない。

3 乙の責に帰すべき事由により、甲が乙との契約を解除する場合は、甲は乙の下請負者との契約を解除することができる。この場合において、甲は当該下請負者に対して損害賠償の責を負わないものとする。

(秘密の取扱いの業務の終了に伴う措置)

第18条 事故の発生その他の事由（第10条の規定によるものを除く。）により、甲が乙による特定資料の複製若しくは製作又は特定物件の製作、取付け、修理、実験、調査研究、複製等の一部又は全部をやめさせることが適切であると認めたときは、乙は、速やかに、甲の指示に従い、特定資料又は特定物件の返却、破棄その他の必要な措置を講じなければならない。